

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により総社市都市計画税条例（平成17年総社市条例第56号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月14日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

地方税法の改正により、都市計画税の課税標準額の特例割合に係る規定が見直されたことから、総社市都市計画税条例について早急に改正を加える必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月29日に専決処分したものである。

総社市条例第 2 4 号

総社市都市計画税条例の一部を改正する条例

総社市都市計画税条例（平成 1 7 年総社市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 ～ 4 略 （法附則第 1 5 条第 3 7 項の条例で定める割合） 5 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 （法附則第 1 5 条第 3 8 項の条例で定める割合） 6 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 （法附則第 1 5 条第 4 2 項の条例で定める割合） 7 法附則第 1 5 条第 4 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。	附 則 1 ～ 4 略 （法附則第 1 5 条第 3 2 項の条例で定める割合） 5 法附則第 1 5 条第 3 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 （法附則第 1 5 条第 3 8 項の条例で定める割合） 6 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 （法附則第 1 5 条第 4 3 項の条例で定める割合） 7 法附則第 1 5 条第 4 3 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

改 正 後	改 正 前
(宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例) 8 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分	(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例) 8 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る<u>令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5</u>)を乗じて得た額を加算した額(<u>令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額</u>) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計

改 正 後	改 正 前
の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 1 1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 1 2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 （農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例） 1 3 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該	画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 1 1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「<u>商業地等据置都市計画税額</u>」という。）とする。 1 2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「<u>商業地等調整都市計画税額</u>」という。）とする。 （農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例） 1 3 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この項において同じ。</u>）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて

改 正 後	改 正 前
年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 略 1 4 及び 1 5 略 1 6 附則第 8 項及び第 1 0 項の「宅地等」とは法附則第 1 7 条第 2 号に、附則第 8 項及び第 1 1 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 5 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に、附則第 9 項、第 1 1 項及び第 1 2 項の「商業地等」とは法附則第 1 7 条第 4 号に、附則第 1 1 項から第 1 3 項までの「負担水準」とは法附則第 1 7 条第 8 号ロに、附則第 1 3 項の「農地」とは法附則第 1 7 条第 1 号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 6 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に、附則第 1 4 項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第 1 9 条の 2 第 1 項に規定するところによる。 1 7 法附則第 1 5 条第 1 項、第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。 （用途変更宅地等に係る税負担の調整措置の特例） 1 8 地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 2 5 条の 3 の規定を適用しないこととする。	得た額（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 略 1 4 及び 1 5 略 1 6 附則第 8 項及び第 1 0 項の「宅地等」とは法附則第 1 7 条第 2 号に、附則第 8 項及び第 1 1 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 5 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に、<u>附則第 8 項</u>、第 9 項、第 1 1 項及び第 1 2 項の「商業地等」とは法附則第 1 7 条第 4 号に、附則第 1 1 項から第 1 3 項までの「負担水準」とは法附則第 1 7 条第 8 号ロに、附則第 1 3 項の「農地」とは法附則第 1 7 条第 1 号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 6 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に、附則第 1 4 項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第 1 9 条の 2 第 1 項に規定するところによる。 1 7 法附則第 1 5 条第 1 項、第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から<u>第 3 5 項まで</u>、<u>第 3 8 項</u>、<u>第 3 9 項</u>、<u>第 4 3 項若しくは第 4 6 項</u>、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。 （用途変更宅地等に係る税負担の調整措置の特例） 1 8 地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、<u>令和 3 年度から令和 5 年度</u>までの各年度分の都市計画税については、法附則第 2 5 条の 3 の規定を適用しないこととする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の総社市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。